

ハラスメント防止宣言

令和6年4月1日

特定非営利活動法人スマイルネットワークさかい

理 事 長 田崎 健治

職場におけるハラスメントは、労働者個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、職員の能力の有効な発揮を妨げ、また、法人にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に悪影響を与える問題です。

当法人は、ハラスメントのない健全な職場環境の確保を会社の責任と考え、差別的な言動やハラスメント行為、暴力行為など個人の尊厳を損なう行為を許しません。すべての個人が尊重され、互いの信頼のもとに良好な人間関係を構築し、活気ある職場を目指し下記のようにハラスメント防止方針を定めます。

当法人はハラスメントの防止と撲滅に取り組み、下記の行為を許しません。この取り組みの対象は、理事、正社員、パートタイマー等、当法人の従業員全員及び利用者様とその家族、お取引先様の社員の方等を含むものとし、一切のハラスメント行為を容認しないことを宣言します。

- (1) パワーハラスメントに類する行為
- (2) セクシュアルハラスメントに類する行為
- (3) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
- (4) その他のハラスメント行為

その他には、精神的な嫌がらせを繰り返したり、差別的発言等もハラスメントに含まれます。(無視、挨拶をしない、虚偽・虚言の流布等)

この方針は、職員のみならず、当法人に関係するすべての方を対象とします

全ての関係者が互いの信頼の下、良好な人間関係を構築できることを目指します

当社の社員がハラスメントを行った場合、就業規則に基づき懲戒処分を含めて厳正に対応します。

また、被害者の労働条件および就業環境を改善するために必要な措置を講じます。

職場におけるハラスメントの解決のための相談窓口を設け、迅速で的確な解決を目指します。

相談者や、事実関係の確認に協力した方に対し、不利益な取扱いはい行いません。また、プライバシーを守って対応します。

【内部通報窓口 1】 苦情解決委員会（法人内）

TEL 0776 - 72 - 7777

E-Mail : smile.honbu@smilenetwork.or.jp

【内部通報窓口 2】 みんなの人権 1 1 0 番（法務省）

TEL 0570-003-110

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

【内部通報窓口 3】 福井労働局 総合労働相談コーナー

TEL 0776-22-3363

福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 9 階

【内部通報窓口 4】 福井労働基準監督署 総合労働相談コーナー

TEL 0776- 91-1686

福井市開発 1-121-5

【内部通報窓口 5】 法人顧問 社会保険労務士 徳丸佳吾

TEL 0776-77-8456 FAX 0776-77-8466

E-Mail : kt-roumu@sky.plala.or.jp